

インターネットバンキング外貨定期預金規定

1. 取扱店

- (1) この預金については通帳・証書を発行いたしません。
- (2) この預金は代表口座の取引店に開設され、届出印は代表口座の届出印と共通とします。
- (3) この預金は、インターネットバンキングでのみ使用できるものとします。

2. 自動継続および満期解約

- (1) この預金は、満期日に、前回と同一形式、同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 満期解約を希望するときは、当行所定の方法により満期日（継続をしたときはその満期日）の2営業日前までにその旨を申出てください。この期限までに解約申出がない場合は、約定満期日に前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続されます。

3. 預入れ、払戻し等

- (1) この預金の入金額は当行所定の下限金額以上および上限金額未満とします。
- (2) この預金の預入れ、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は、外国為替に関する法令が適用されます。
- (3) この預金の通貨の種類は、当行所定の通貨の種類に限定します。また、この預金の預入れ、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当行の手続きにより取扱います。
- (4) この預金の取引を行うに際しては、預金者は外国為替相場の変動により為替差益または為替差損が発生することがあるを承認したものとし、為替差損または為替差損については当行は一切の責任を負いません。

4. 変更、取消等

この預金の預入れまたは払戻しに関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について、当行での受付処理完了後においては変更または取消はできません。

5. 適用外国為替相場

- (1) この預金の預入れまたは払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。
- (2) この預金の預入れまたは払戻しの際にこの預金の通貨と本邦通貨との換算を行う場合には、当行所定の外国為替相場により取扱います。

6. 利息

- (1) この預金の利息は預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数、利率（継続後の預金については前記2. (2)の利率）および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

7. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届出てください。届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (2) 印章を失った場合のこの預金の元金利息の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

8. 印鑑照合等

当行所定の請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 譲渡、質入れの禁止

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

10. 解約等

- (1) この預金口座の解約はインターネットバンキングの代表口座通帳と届出の印鑑を持参のうえ、取引店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または13条第1項もしくは第3項にもつぎ預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって

- するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) (2)および(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、インターネットバンキングの代表口座通帳と届出の印鑑を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名のうえ直ちに提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払いを要しないものとします。

- (4) この預金について、第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、別途期日を定めて各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、もつづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもつづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出してください。届出のあった在留期間が経過し、正当な理由もなく別途定める期日までに新しい在留期間の届出をしていただけなかったときは、本規定にもつづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもつづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもつづく取引等の制限を解除します。

14. 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2025年8月1日現在